

卷之三

(市町村民税課題額における食費・居住費の特例減額申請用)

宛
長市田野小陽山

※ 世帯全員の預貯金通帳の写しと施設の利用者負担に係る契約書の写しを添付してください。転入等により公簿等による確認ができない場合は、世帯全員の所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し、その他収入を証する書類の写しを添付してください。

※複数枚を用いて記入すること。
※用紙が不足する場合、

高齢者夫婦世帯等の特例減免を申請するにあたって、上記のとおり私どその世帯構成員の収入状況について申告します。なお、記載内容を確認するため、市高齢障害課が市の関係部署から課税状況等を確認することに同意します。

日 月 年

印所名氏住者告申

【市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について】

利用者負担第4段階は、「特定入所者介護サービス費」の支給対象とならないが、高齢者のいる世帯等で家族が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活される他の家族が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護サービス費」を支給するものです。

利用者負担第4段階

※高齢者夫婦世帯等の特例減免を適用した場合

部屋のタイプ	特養	老健	療養型	特養	老健	療養型
多床室（相部屋）	8.1万円	8.3万円	8.9万円	6.1万円	6.3万円	6.9万円
従来型個室	10.4万円	12.0万円	12.9万円	8.4万円	10.0万円	10.9万円
ユニット型準個室	11.8万円	12.0万円	12.9万円	9.8万円	10.0万円	10.9万円
ユニット型個室	12.8万円	13.0万円	13.9万円	10.8万円	11.0万円	11.7万円

※上記の金額は標準的な利用料であって、実際の利用料は施設と利用者の契約によって決まります。

【対象者】

・その属する世帯の構成員が入所者を含めて2人以上であること。※年齢や続柄など高齢者夫婦世帯であることは問いません。

・介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと。施設入所にあたり、世帯が分離され、利用者負担第3段階以下となる場合は、本措置は適用されない。

・(ア) + (イ) - (カ) の年間見込み額が80万円以下となること。

・(ウ) + (エ) が450万円以下であること。

・(オ) 世帯がその居住に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に社会運営上処分可能な利用し得る資産（不動産、自己用以外の家屋、等）を所有していないこと。

・介護保険料を滞納していないこと。・ショートステイの利用については、この特例措置は適用されない。

【記入上の注意】

- ・(ア) 欄は、遺族年金、障害年金、恩給、老齢福祉年金、労災給付金など非課税年金は含まないこと。
- ・(イ) 欄は、課税対象となる収入についてのみ記載し、仕送り等は含まないこと。
- ・(ウ) 欄は、預貯金の他、現金も含むこと。
- ・(エ) 欄は、手形、小切手、株券、社債券、国債証券などを記載すること。
- ・(オ) 欄は、自己の居住に供する住宅と土地以外の土地については地目と地番を記載し、建物については、地番と建築面積を記載すること。
- ・その他貴金属等については、一般的に換金価値の高いものについてのみ記載し、評価額または評価額が不明な場合は購入時の金額を記載すること。
- ・(カ) 欄は、施設の契約書に記載されている利用者負担（1割負担・食費・居住費）月額を記載し、1割負担が高額介護サービス費の基準額(37,200円)を超える場合は、当該高額介護サービス費の見込み額を控除する。
- ・課税者が世帯に加わった場合など収入申告書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の収入申告書を提出してください。